十八　法別表第五第一号の2の主務大臣の指定する資金は、次のとおりとする。

1～4　（略）

5　農業者が、農業経営の安定を図るのに必要な次の資金

(1)　（略）

イ～ホ　（略）

(2)　次に掲げる資金を借り受けたために生じた負債の円滑な支払に必要な資金

イ　（略）

ロ　農業改良資金（農業改良資金融通法（昭和三十一年法律第百二号）第二条に規定する農業改良資金（同法の定めるところにより貸し付けられたものに限る。）及び農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十三号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における農業改良資金（同法第一条の規定による改正前の農業改良資金助成法第二条に規定する農業改良資金をいい、同法の定めるところにより貸し付けられたものに限る。）をいう。）

ハ・ニ　（略）

(3)　（略）

6～9　（略）

十八　法別表第五第一号の2の主務大臣の指定する資金は、次のとおりとする。

1～4　（略）

5　農業者が、農業経営の安定を図るのに必要な次の資金

(1)　（略）

イ～ホ　（略）

(2)　次に掲げる資金を借り受けたために生じた負債の円滑な支払に必要な資金

イ　（略）

ロ　農業改良資金（農業改良資金融通法（昭和三十一年法律第百二号）第二条に規定する農業改良資金（同法の定めるところにより貸し付けられたものに限る。）、農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十三号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における農業改良資金（同法第一条の規定による改正前の農業改良資金助成法第二条に規定する農業改良資金をいい、同法の定めるところにより貸し付けられたものに限る。）及び農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第五十一号）附則第四条の規定によりなお従前の例によるものとされる場合における同法第三条の規定による改正前の農業改良資金融通法第二条に規定する資金（同法の定めるところにより貸し付けられたものに限る。）をいう。）

ハ・ニ　（略）

(3)　（略）

6～9　（略）

二十二　法別表第五第三号の主務大臣の定める要件は、次のとおりとする。

1　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十一条第五項の規定に基づき、同条第一項に規定する森林経営計画（森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第三十九条第二項第二号に規定する特定広葉樹育成施業森林（以下「特定広葉樹育成施業森林」という。）をその対象とするものを除く。）につき市町村の長（同法第十九条の規定の適用がある場合には、都道府県知事又は農林水産大臣）の認定を受けていること。

2　（略）

二十二　法別表第五第三号の主務大臣の定める要件は、次のとおりとする。

1　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十一条第五項の規定に基づき、同条第一項に規定する森林経営計画（森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第三十九条第二項第二号に規定する特定広葉樹育成施業森林（以下「特定広葉樹育成施業森林」という。）をその対象とするものを除く。）につき市町村の長（同法第十九条の規定の適用がある場合には、都道府県知事又は農林水産大臣）の認定を受けていること（森林法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十号）による改正前の森林法第十一条第四項の規定に基づき、同条第一項に規定する森林施業計画（特定広葉樹育成施業森林をその対象とするものを除く。）につき市町村の長（同法第十九条の規定の適用がある場合には、都道府県知事又は農林水産大臣）の認定を受けていることを含む。）。

2　（略）

○農林水産省告示第五百九十八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項及び第四項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のように肥料の名称及び生産業者又は輸入業者の名称又は住所の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

平成三十年三月二十六日

農林水産大臣　齋藤　健

1　生産業者及び輸入業者の名称又は住所の変更

登録番号　輸第101876号

変更前　神奈川県横浜市神奈川区栄町3番地4

変更後　神奈川県茅ヶ崎市浜須賀14番5号

登録番号　外第2号、外第3号、外第53号、外第72号、外第73号

変更前　アルツケム　アーゲー

変更後　アルツケム　トロストベルグ　ゲーエムベーハー

登録番号　生第103801号

変更前　山口県岩国市室の木町一丁目4番25号

変更後　山口県岩国市南岩国町三丁目3番14号

登録番号　生第101956号

変更前　岡山県真庭市中島431―6

変更後　岡山県真庭市中429番地1